

清川村教育委員会会議録

日 時 令和4年7月20日（水）午前10時30分～11時05分
場 所 せせらぎ館3階 研修室
出席委員等 教育長 山田一夫、職務代理者 今野郁夫、委員 加藤しのぶ、
委員 山田比呂美
事務局（井川参事兼指導主事、中澤生涯学習課長、井上副主幹、
南波指導主事）

議事日程

1. 開会
2. あいさつ
3. 案件
 - (1) 前回会議録の承認について
 - (2) 教育長の報告
 - (3) 議案第10号 令和5年度使用教科用図書の採択について
 - (4) 議案第11号 清川村幼小中一貫校施設整備検討委員会委員の選任について
 - (5) その他
4. 次回の会議日程
5. 閉会

開会（午前10時30分）

教育長あいさつ

総合教育会議に引き続きありがとうございます。早々と梅雨が明けまして、今年は何か非常に早い梅雨明けでしたが、その後もよく雨が降り、すごい豪雨になったりしており、全国的にも色々なところで被害が出ています。また、このところ暑い日が続き、水の事故が全国各地で起きています。用水路に落ちた人を中学生4人が助けたというような話も聞きました。ありがたいなと思うと同時に、もっと気を付けなければいけないなと思うところでもあります。そういう意味では長い夏休みに入りますので、子どもたちが夏休みをどのように過ごしてくれるのか、一抹の心配をしているところでもあります。

先ほどの総合教育会議における村長さんの話しにもありましたが、『恒久平和』ということで、8月5日、6日の1泊2日で強行日程ではありますが広島に行くことになっております。コロナがあって何とも言えないところですが、緑中学校から4名、宮ヶ瀬中学校から1名が参加の予定です。特に道徳の授業で平和学習

を行いました、その感想や「なぜ広島に行きたいのか」などを書いてもらいました。その結果、緑中学校の方では1年生が1人、2年生が1人、3年生が2人、宮ヶ瀬中学校では3年生が1人、合計5人の生徒が行くことになりました。そこで学習した結果を、他の子どもたちに還元してもらえばと考えているところです。強行日程ではありますが、何とか無事に行ってきてほしいと願うところです。

引き続き、今日の会議もよろしくお願ひいたします。

案件（1）前回会議録の承認について

- ◎ 別紙「資料1」会議録（案）のとおり、承認されました。

案件（2）教育長の報告

- ◎ 教育長から別紙「資料2」により、教育長の動向について報告しました。

*質疑なし

案件（3）議案第10号 令和5年度使用教科用図書の採択について 教育長

それでは、次第3 案件の（3） 議案第10号「令和5年度使用教科用図書の採択について」の審議を行います。

事務局より説明をお願いします。

事務局

はじめに、資料の確認をします。本日の資料については「表紙が白い資料No.3-1」と「表紙が水色の資料No.3-2」の2冊を準備してございます。

それでは、令和5年度使用の清川村立小学校及び中学校教科用図書の採択について、提案理由及び内容を御説明申し上げます。

まず資料No.3-1「令和5年度教科用図書採択関係資料」の3ページを御覧ください。

令和5年度使用の清川村立小学校及び中学校教科用図書についての関係法令⑦から⑫まで記載しております。「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条、第14条及び同法施行令第15条」により、採択を求めるものでございます。

今年度使用しております教科用図書は、小学校用につきましては令和元年度、中学校用は令和2年度にそれぞれ採択されており、法令により4年間は同一の教科書を使用しなければならないとされているため、令和5年度使用の教科用図書採択につきましては、2ページの④にあります、「学校教育法附則第9条」の規定による教科用図書を除き、今年度と同一の教科用図書を採択することになります。なお、本村と愛川町は教科用図書採択地区となっていることから、

愛甲採択地区協議会を設けております。そこで、「学校教育法付則第9条」の規定による教科用図書を除く小・中学校用各教科の教科用図書の採択につきましては、7ページのとおり「神奈川県教科用図書 愛甲採択地区協議会の規約」になっており、「第13条 小委員会」において、現在使用している教科用図書の調査研究報告書から、特段の意見が無かつたことから、小学校用は令和元年度に、中学校用は令和2年度に採択した教科用図書と同一の教科用図書を推薦することを確認いたしました。

つきましては、令和5年度使用の清川村立小学校及び中学校教科用図書として、1ページに記載されているものについて、ご協議いただきたいと思います。

教育長

それでは議案審議に入ります。

御質問、御意見等がございましたら、お願いします。(協議)

教育委員

*質疑なし

教育長

それでは、総合的に判断させていただき、継続採択ということでよろしいでしょうか。

教育委員

*異議なし

教育長

それでは、異議なしと認め、小・中学校用各教科は、資料の3-1ページの1、2に記載されておりますとおり、小学校用教科用図書は令和元年度に、中学校用教科用図書では令和2年度に採択したものと同一の教科用図書を継続して採択いたすことに決定しました。

つきまして、「学校教育法付則第9条の規定」による教科用図書につきまして、審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局

「学校教育法付則第9条」に規定する教科用図書の採択につきましては、各教育委員会が毎年度異なる図書を採択することが可能でございますので、各学校から希望があった図書の中から、児童・生徒の障がいの状況や発達の段階等を考慮し、適切であると判断した図書について、採択することになっております。

資料3-1の1ページ下段の「3 学校教育法付則第9条による村立小・中

学校教科用図書採択」につきまして、「文部科学省検定済教科書」「文部科学省著作教科書」「文部科学省コード付き一般図書」「弱視用拡大教科書」のいずれにおきましても、各機関等により調査・研究が行われ、また使用実績等もあることから、「令和5年度使用学校教育法附則第9条」による教科用図書として適当であると判断しております。

説明につきましては以上です。よろしく御協議をお願いいたします。

教育長

それでは、ただいまの件について、御意見等がございましたら、お願ひします。(協議)

特によろしいでしょうか。

教育長

特に御意見がないようですので、採択ということでよろしいでしょうか。

教育委員 異議なし

教育長

それでは、異議なしと認め、「学校教育法附則第9条の規定」による教科用図書について資料1の1ページ3にあるとおり採択をいたします。

以上で「令和5年度使用教科用図書の採択について」の審議を終わります。

なお、ただいまの審議結果のとおり決することといたしますが、資料3-1の3ページ⑨に記載されております「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第5項の規定」により、「当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。」となっております。

したがいまして、採択のありました教科用図書につきましては、ただ今の採択結果が、愛川町教育委員会の採択結果と異なった場合には、教育長を清川村教育委員会の代表とし、愛川町教育委員会と協議を行い、その協議の結果、決定された教科用図書を、清川村教育委員会が採択する教科用図書とすることによろしいでしょうか。

教育委員 異議なし

教育長

御異議がございませんので、愛川町教育委員会と採択が異なった場合については、協議の結果をもって、清川村教育委員会の採択結果といたします。

最後に事務局より、確認等お願ひいたします。

事務局

愛川町教育委員会との協議につきましては、必要が生じた場合には、この後行うこととなっております。したがいまして、採択の結果につきましては、それ以降に公表することにさせていただきます。

なお、採択の結果等につきましては、資料3-1の3ページ⑪にありますとおり、採択期限となる8月31日までに各市町村教育委員会から神奈川県教育委員会に報告をいたします。また、各学校には通知をもって、住民の方々には村のホームページ等を通じて周知をさせていただくことになりますことも、併せてご承知おきください。

採択事務に関する確認は以上となります。

教育長

次第3 案件（3）議案第10号「令和5年度使用教科用図書の採択について」は以上でございます。

案件（4）議案第11号 清川村幼小中一貫校施設整備検討委員会委員の選任について

◎事務局から別紙「資料4」により、清川村幼小中一貫校施設整備検討委員会委員の選任について説明しました。

*審議の結果、異議なしで、原案のとおり承認されました。

案件（5）その他

◎ 事務局から別紙「資料5」により「令和4年8月・9月分行事予定」について説明しました。

◎ 事務局から別紙「資料6」により、5月25日（水）に行われた「清川村教育講演会」に対するアンケートの集計結果について説明しました。

次の会議日程

◎ 次回の教育委員会会議は、調整した結果、令和4年8月30日（火）午前9時からで決定しました。（せせらぎ館3階 研修室）

閉会

教育長職務代理者 閉会宣言（午前11時05分）

令和4年8月30日

教 育 長 山田一夫

教育長職務代理者 今野郁夫

委 員 加藤 いのぶ

委 員 (次席)

委 員 山田比呂美